

最新情報かわら版

かわら版をご覧の皆様、日差しが暖かくなってきましたね。森野が今回担当させていただきます。春、旅立ちと出会いの季節です。何か新しい事が始まるのではないかと期待に心躍ります。そんな季節にピッタリ！創業・事業承継補助金の募集が始まりましたので、その概要についてお伝えします。

平成 29 年度

期間：平成 29 年 5 月 8 日～6 月 2 日



『創業・事業承継補助金』

最大 500 万円

募集開始！！

【創業補助金とは？】
【事業承継補助金とは？】

新たに創業する者に対して創業等に要する経費の一部を補助するもの。
事業承継（事業再生を伴うものを含む）を契機として経営革新等や事業転換を行う中小企業に対して、その新たな取組みに要する経費の一部を補助する。

	創業	事業承継 (事業再生を伴うものを含む)
公募時期	平成 29 年 5 月 8 日（月）～平成 29 年 6 月 2 日（金）	
要件・条件概要	①事業期間中に 1 人以上の雇用を行うこと ②産業競争力強化法における認定市区町村又は認定連携創業支援事業者による特定創業支援事業を受ける ③産業競争力強化法に基づく認定市区町村での創業のみ対象 ④5/8 以降から、補助事業期間完了日（最長平成 29 年 12 月 31 日）までに創業 ⑤民間金融機関からの「外部資金の活用（※1）」が見込まれている事業に対して重点的に支援	①平成 27 年 4 月 1 日から、補助事業期間完了日（最長平成 29 年 12 月 31 日）までに事業承継を行った、又は行われること ②新たな取組みを行うこと（※2 経営革新や※3 事業転換） ③後継者が一定の経験や知識などを有していること <ul style="list-style-type: none"> i 経営に関する職務などの実績を有している者（役員・経営者 3 年以上の経験） ii 同業種での実績などを有している者（勤務 6 年以上） iii 後継者としての必要な知識を有する者（研修等を履修） ④経営革新等の内容や補助事業期間を通じた事業計画の実行支援について、認定支援機関の確認を受けること
補助金額	※1. 外部資金調達ありの場合 上限 200 万円【補助率：1/2】 外部資金調達がない場合 上限 100 万円【補助率：1/2】	※2. 経営革新の場合 上限 200 万円【補助率：2/3】 ※3. 事業転換の場合 上限 500 万円【補助率：2/3】

補助金は融資と違い返済不要ですが、手続きや交付後の処理などが複数あります。詳しくは担当職員まで、ぜひお尋ね下さい。

【セミナーのご案内】日時：6 月 15 日（木）18：00～19：30 場所：アスモア税理士法人 会議室
 今回の内容は、「知って得する助成金セミナー」です。
 社会保険労務士池田智之氏による平成 29 年雇用関係助成金の主な改正点と、お勧め助成金についての解説になります。ぜひご参加下さい。

【お知らせ】住民税の上半期の納期の特例 ※納付期限 6 月 12 日（月） までとなっております。

詳しいことをお聞きになりたい際は、
お気軽にアスモア税理士法人にご相談ください。

TEL：092-726-2350